別　紙

答申第６２号（諮問第７２号）

答　　申

第１　審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った不開示決定処分（令和６年２月１３日付け千葉市指令財東一第３号。以下「本件処分１」という。）及び同日付けで行った不開示決定処分（千葉市指令財東二第３号。以下「本件処分２」という。）に対し審査請求人が実施機関に行った審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、これを棄却すべきである。

第２　諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

１　公文書開示請求

審査請求人は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、実施機関に対して、令和６年２月２日付けで公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。請求内容は次のとおりである。

千葉市東部市税事務所で令和２年度から令和４年度にかけて納税（付）義務者に対し市税等の執行停止処分を行いその執行停止処分が取り消されていない案件について、執行停止処分を行った後に、執行停止期別について送付・通知した以下の文書

（１）連帯納税（付）義務者に督促を行った場合　連帯納税（付）義務者に対する督促状

（２）連帯納税（付）義務者に催告を行った場合　連帯納税（付）義務者に対する催告書及び未納明細書

（３）連帯納税（付）義務者に差し押さえを行った場合　連帯納税（付）義務者に対する差し押さえ通知書及び未納明細書

（４）連帯納税（付）義務者に納税（付）告知を行った場合　連帯納税（付）義務者に対する告知済通知書

２　本件開示請求に対する決定について

実施機関は、条例第１１条第２項の規定に基づき、本件開示請求に対し、公文書は実施機関において作成又は取得しておらず、当該文書を保有していないため、公文書不存在として本件処分１及び本件処分２を行い、その旨を千葉市指令財東一第３号及び千葉市指令財東二第３号により、審査請求人に通知した。

３　本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和６年２月２７日付けで審査庁に対し、法第２条の規定に基づき本件審査請求を行った。

４　実施機関の弁明

実施機関は、本件審査請求に対し、法第９条第３項の規定による読替え後の法第２９条第２項の規定に基づき、令和６年３月１２日付けで本件審査請求を棄却するとの裁決が妥当であるとする弁明書を作成し、同条第５項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。

５　諮問

実施機関は、条例第１９条第１項の規定に基づき、令和６年３月２５日付け６千総政第５０６号により本審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

１　審査請求の趣旨

「本件処分１及び本件処分２を取り消す」との裁決を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は以下のとおりである。

本件処分は、文書不存在を理由に不開示とされているが、当該理由は不当である。

市税等の滞納処分の執行停止において、連帯納税（付）義務者は納税（付）義務者とは個別に債権が成立しており、納税（付）義務者に執行停止を行ったところで連帯納税（付）義務者が執行停止となることはない。地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４０条第２項には、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とあり千葉市が連帯納税（付）義務者に対して行った、督促・催告・差押・納税（付）告知が存在するはずである。

第４　実施機関の説明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明書による説明の要旨は、次のとおりである。

１　納税（付）告知について

納税（付）告知とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第１３条第１項に「徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。」と規定されており、納税（付）告知を行って、その者の納税（付）義務を具体的に確定させた後でなければ納付を求めることができず、さらに督促を行った後でなければその後の滞納処分を行うことができないこととされている。そのため、納税（付）告知は、督促・催告・差押の前提となる行為であり、連帯納税（付）義務者に対して納税（付）告知を行わずに督促・催告・差押を行うことはできないこととされている。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、市税等の滞納処分の執行停止において、連帯納税（付）義務者は納税（付）義務者とは個別に債権が成立しており、納税（付）義務者に執行停止を行ったところで連帯納税（付）義務者が執行停止となることはない以上、地方自治法第２４０条第２項の規定により督促を行うべきであるため、督促・催告・差押・納税（付）告知が存在するはずであると主張している。

３　本件処分の理由

実施機関においては膨大な数の滞納者を取り扱っており、限られた人員で効率的に業務を進める関係上、優先順位をつけて順次滞納処分を行わざるを得ない状況にある。このため、既に納税（付）義務者に対して執行停止という滞納処分がなされた案件について、現状、連帯納税（付）義務者への納税（付）告知をするまでには至っていない。

前述のとおり納税（付）告知がなされなければ、納税（付）告知がなされていることが前提となっている督促・催告・差押は当然行われることはなく、現に本件開示請求の対象となっている連帯納税（付）義務者に関しては、実施機関において納税（付）告知及びそれに続く督促・催告・差押は行っておらず、本件開示請求の対象となっている公文書はいずれも作成し、又は取得していない。

第５　審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

１　本件開示請求について

審査請求人は、前記第２の１（１）乃至（４）の文書について前記第３の２の理由により存在するはずであると主張し、その主張に対して実施機関は、前記第４の３の理由により当該文書は不存在であると主張している。

そこで、本審査会は前記第２の１（１）乃至（４）の文書が存在するかどうか

を審査した。

２　実施機関からの説明の聴取

（１）実施機関における文書の存在の確認方法について

本審査会が実施機関に対して本件開示請求を受けて前記第２の１（１）乃至（４）の文書をどのように探索したか確認したところ、実施機関により以下のとおり説明がなされた。

市税事務所が所管している案件で連帯納税（付）義務が発生するのは、固定資産税、保育料、介護保険料及び後期高齢者保険料のみであるため、令和２年度から令和４年度までに納税（付）義務者に執行停止が行われたこれらの全案件について、滞納管理システムで確認した結果、納税（付）義務者への執行停止後に連帯納税（付）義務者に納税（付）告知を行っている案件は無い事を確認した。また、執行停止より前に告知を行っているものは４件存在したが、いずれも執行停止時点で連帯納税（付）義務者が死亡している又は納税（付）義務者本人と一緒に生活保護を受けているケースなど、連帯納税（付）義務者からの徴収が不能であると判断したうえで納税（付）義務者の執行停止をしていたケースであったため、その後に連帯納税（付）義務者に対して督促、催告、差押を行っていないことを確認した。以上により、前記第２の１（１）乃至（４）の文書は存在しないと判断したとのことであった。

上記の説明に加え、本審査会は、実際の確認の手順についても実施機関より説明を受けた。

（２）文書が存在しない理由について

審査請求人の主張によれば、地方自治法第２４０条第２項を根拠に連帯納税（付）義務者に対して納税（付）告知を行う義務があるとのことであり、本審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人の主張のとおり法令に明記されているので本来は行うべきであると認識しているとのことであった。

さらに本審査会から実施機関に行っていない理由を確認したところ、市税事務所全体の徴収担当者６９名にて約８６，０００人の滞納者を取り扱わなければならないとのことで、限られた人員で効率的に業務を進める関係上、優先順位をつけて順次滞納処分を行わなければならない状況にあるため、既に納税（付）義務者に対して執行停止という滞納処分がなされた案件について、連帯納税（付）義務者への納税（付）告知をするまでに至っていないのが現状であるとのことであった。

３　結論

以上の事実確認において、実施機関は連帯納税（付）義務者に対して納税（付）告知を行う必要があると認めているが、限られた人員で効率的に業務を進める関係上、優先順位をつけて順次滞納処分を行わなければならない状況にある中で既に納税（付）義務者に対して執行停止という滞納処分がなされた案件について、

連帯納税（付）義務者への納税（付）告知をするまでに至っておらず、本件開示請求の対象期間である令和２年度から令和４年度までの間に係る前記第２の１（１）乃至（４）の文書を探索したものの該当する文書は存在しなかったとのことであり、前記第２の１（１）乃至（４）の文書を保有していることを推認させるような事情は見当たらなかった。

したがって、前記第２の１（１）乃至（４）の文書を保有していないことに不自然な点はなく、実施機関の行った本件処分は妥当である。

＜参考＞

答申に至る経過

年　月　日	内　　容
令和　６年　３月２５日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
令和　６年　５月１７日	審議（第１７１回情報公開審査会）
令和　６年　７月１８日	審議（第１７２回情報公開審査会）
令和　６年１０月　８日	審議（第１７３回情報公開審査会）
令和　６年１２月２４日	審議（第１７４回情報公開審査会）

千葉市情報公開審査会委員名簿
（令和６年１０月１日～令和８年９月３０日）

氏　　名	役　　職	備　　考
大久保　佳　織	弁護士	
大　林　啓　吾	慶応義塾大学法学部政治学科教授	
田部井　　彩	中央学院大学法学部准教授	職務代理者
皆　川　宏　之	千葉大学大学院社会科学研究院教授	会　　長
米　良　英　剛	弁護士	